

福井県報

第 2427 号

平成 25 年

5 月 10 日 (金)

火・金曜日 発行

1月1,750円郵送料共

公立大学法人福井県立大学公告

○一般競争入札の実施……………一〇

告示

○有害な興行の指定(二六八・県民安
全課)……………一

○有害な図書等の指定(二六九・同)……………一

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定
による登録特定行為事業者の登録(……………二

二七〇・長寿福祉課)……………二

○社会福祉法人の設立の認可(二七一……………三

・障害福祉課)……………三

○農地保有合理化事業規程の変更の承
認(二七二・水田農業経営課)……………三

○土地改良区の定款変更の認可(二七……………三

三・丹南農林総合事務所)……………三

公告

○土地改良区の役員の退任(坂井農林
総合事務所)……………三

○土地改良区の役員の就任(同)……………三

○政府調達に関する協定の適用を受け
る調達契約に係る一般競争入札の実
施(交通規制課)……………三

○監査の結果に基づく措置の公表(九……………五

五)……………五

○包括外部監査の事務を補助する者の
氏名等(一〇)……………一〇

○犯罪被害者等早期援助団体に関する
規則の規定による届出(五一・警務
課)……………一〇

○公安委員会告示

○公安委員会告示

○公安委員会告示

○公安委員会告示

○公安委員会告示

○公安委員会告示

○公安委員会告示

○公安委員会告示

告示

福井県告示268号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県
条例第15号)第10条第1項の規定に基づ
き、次のものを青少年の健全な育成に有害な
興行として指定したので、同条第2項の規定
により公示する。

平成25年5月10日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または
著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪
を誘発助長する性質を有し、青少年
の健全な育成を阻害するおそれがあ
る。

指定年月日 平成25年4月30日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	人妻女医 性奴隷の悦び	友松組<オービー映画>
映画	闇の牝 すすり舐める	渡辺(元)組<大蔵映画>
映画	羞恥心の強い喪服妻 性飢餓	池島組<新日本映像>
映画	小悪魔の欲望 暴行体験	新田組<新日本映像>
映画	痴漢電車 引き剥がせ	池島組<新日本映像>
映画	美熟女 好きもの色情狂	竹洞組<オービー映画>
映画	ノ・ゾ・キ・ア・ナ	東宝
映画	女将と仲居 あたたかい股間	深町組<新東宝映画>
映画	うずいてははてる未亡人	渡辺(元)組<新東宝映画>
映画	死霊のはらわた(原題) EVIL DEAD	ソニービクターチャーズ(アメリカ)

福井県告示269号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県
条例第15号)第11条第1項の規定に基づ
き、次のものを青少年の健全な育成に有害な
図書等として指定したので、同条第3項の規
定により公示する。

平成25年5月10日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成25年4月30日

一般雑誌

図書等名	雑誌番号等	製作所、発行所等名
COMIC快樂天 5月号	13877-5	ワニマガジン社
ヤングコミック 5月号	08893-05	少年画報社
漫画ローレンス 5月号	18387-5	株式会社綜合図書

雑誌等 (DVD付)

生粋美人 5月号	12955-05	株式会社ジーオーテ
よろめき 5月号	09007-5	ミリオソ出版株式会社
ツガジン美熟女 5月号	18371-05	株式会社サン出版
Exciting JK STYLE 5月号増刊	02050-5	株式会社インソール
Madonna HOUSE 5月号	08357-05	若生出版株式会社
DVDヨロシク 5月号増刊	16398-05	三和出版株式会社
DVDイイオンナ 日本全国激カワ女子大生図鑑	ISBN978-4-906814-30-5	株式会社ブレイク

福井県告示第270号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第2項において準用する同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年5月10日

福井県知事 西川 一誠

登録特定行為事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	登録年月日	実施する特定行為業務の内容	登録特定行為事業者登録番号
第二ひかり苑 泉の郷 (地域密着型介護老人福祉施設)	福井県福井市今泉町25字15-1	社会福祉法人慈心会	平成25年4月26日	鼻腔内の喀痰吸引	181110064

福井県告示第271号
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可したので次のとおり告示する。
平成25年5月10日

福井県知事 西川 一誠
1 認可年月日 平成25年3月29日
2 社会福祉法人の名称 社会福祉法人福井県聴覚障がい者協会
3 主たる事務所の所在地 福井県福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター内

福井県告示第272号
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、公益社団法人ふくい農林水産支援センターの農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、法第7条第4項の規定により、次のとおり公告する。
平成25年5月10日

福井県知事 西川 一誠
1 承認年月日 平成25年4月1日
2 農地保有合理化事業を行う者の名称および住所
名称 公益社団法人ふくい農林水産支援センター
住所 福井市松本3丁目16番10号
3 農地保有合理化事業の実施区域
本県における農業振興地域の区域
4 当該承認に係る事業の種類
(1) 農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）
(2) 農地売渡信託等事業（法第4条第2項第2号に規定する事業をいう。）
(3) 農地貸付信託事業（法第4条第2項第

2号の2に規定する事業をいう。）
(4) 農業生産法人出資育成事業（法第4条第2項第3号に規定する事業をいう。）
(5) 研修等事業（法第4条第2項第4号に規定する事業をいう。）

福井県告示第273号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、平成25年4月22日付けで南条土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。
平成25年5月10日

福井県知事 西川 一誠

公告

新郷下番土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成25年5月10日

役員名	氏名	住所
理事	高橋 正徳	あわら市中浜32-16
〃	土田 好美	下番5-4
〃	小嶋 政治	坂井市三国町藤沢6-11
〃	岡崎宇三右エ門	あわら市下番18-17
〃	高嶋 英雄	玉木3-19
〃	三上 将治	河間9-9
〃	齊藤眞壽雄	宮前4-24
〃	篠崎 巖	北本堂13-2
〃	小木 彰	角屋6-30-2
〃	北川 恒夫	中浜31-26
〃	吉川 秀夫	坂井市三国町玉江21-19
〃	小島 弘	野中2-9

〃 伊藤 昭裕 〃 西今市24-60甲
監事 五十川了英 あわら市下番19-11-1
〃 土田 閣美 〃 中浜35-17
〃 稲田 修 坂井市三国町西今市17-28

新郷下番土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成25年5月10日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住所
理事	高橋 正徳	あわら市中浜32-16
〃	土田 好美	下番5-4
〃	小嶋 政治	坂井市三国町藤沢6-11
〃	北嶋 彰喜	あわら市下番32-57-1
〃	内田 幸憲	玉木2-21
〃	三上 将治	河間9-9
〃	齊藤眞壽雄	宮前4-24
〃	篠崎 巖	北本堂13-2
〃	小木 彰	角屋6-30-2
〃	北嶋 友嗣	中浜31-5
〃	吉川 秀夫	坂井市三国町玉江21-19
〃	小島 弘	野中2-9
〃	奥田 俊秋	西今市17-33
監事	青木 鉄治	あわら市河間15-13
〃	酒井 哲美	角屋62-2-1
〃	利根 秀秋	坂井市三国町野中2-5

1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
交通管制システム上位装置貸借一式 長期継続契約
2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の審査申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
(3) この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
(4) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスが十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。
(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同

じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは横極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないうちは、入札手続に支障がない場合に限って、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する問い合わせ事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8515
福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部警務部会計課
電話 0776-22-2880
(内線2221)

(2) 入札説明書等の交付期間
平成25年5月10日(金)から同年5月24日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあつては、入札説明書別紙様式2)に、入札参加資格を有することを証明する資料その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間
平成25年5月10日(金)午前9時から平成25年5月24日(金)午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。

(ただし、入札参加資格確認資料については、持参または郵便等での提出を可能とする。)

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が入札期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録され

なければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名および認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出方法
持参し、又は郵送(簡易書留郵便に限る。)すること。

イ 提出場所
〒910-8515
福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部警務部会計課

6 入札書の提出方法、提出期間

(1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間
平成25年6月19日(水)午前8時30分から午後5時まで

平成25年6月20日(木)午前8時30分から午後4時までの2日間

(3) 紙入札者に係る入札書の提出方法等

ア 入札書の提出方法

入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札書の提出期間内に持参して提出すること。

なお、電報または電送による入札書の提出は、認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限
ア 提出期限

平成25年6月20日(木)午後4時(この期限までに必ず到着させること。)

(イ) 提出方法
簡易書留郵便による。

(ウ) 提出先
〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県警察本部警務部会計課

7 開札の日時および場所
(1) 日時
平成25年6月21日(金)午前10時

(2) 場所
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県警察本部 入札室

8 入札方法
落札者の決定に当たつては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他
(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(6) この入札に関する問い合わせ先
〒910-8515

福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部警務部会計課
電話 0776-22-2880
(内線2221)

(7) この入札のうち、参加資格に関する問い合わせ先
〒910-8515

福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部交通部交通規制課管制係
電話 0776-22-2880
(内線5186)

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

A lease, set up, maintenance and data migration of traffic control system in Fukui Prefectural Police Delivery Place

3-17-1 Ote, Fukui City, Fukui Prefecture

Fukui Prefectural Police Headquarter
5F commander's room, etc.

(3) Date, Time of Bidding
10:00 June 21th, 2013

(4) Period of Contract
From 1st of March 2014 to 28th of February 2019

(5) Contract point for the notice
Commanding Division
Fukui Prefectural Police H.Q.
3-17-1 Ote, Fukui City Fukui
Prefecture, 910-8515 Japan.
Tel 0776-22-2880 (extension 2221)

監査委員会告示

福井県監査委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。
平成25年5月10日

福井県監査委員 畑 孝幸
同 小寺 惣吉
同 辻岡 俊三
同 平鍋 順一

福井県知事からの措置報告

1 総合政策部

監査対象機関	嶺南振興局（二州）
監査結果報告年月日	平成25年1月11日
監査の結果	2万円以上の物品の購入について、備品購入費で支出し所定の管理をすべきところ、消耗品費で支出し必要な物品管理手続が執られていなかった。
措置の内容	指摘の物品について、直ちに備品台帳に登記を行うとともに物品に備品表示票を貼付し、適切に管理を行った。

2 安全環境部

監査対象機関	自然保護センター
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	研究協議会の参加費負担金について、事前に相手方に支払う際は前金払とし、終了後履行確認すべきところ、昨年度、一昨年度に引続き、精算払としており、履行確認も行っていないかった。
措置の内容	今後は、負担金等を事前に相手方に支払う際は精算払とせず前金払とし、会計処理上の履行確認も行うよう、周知徹底を図った。

3 健康福祉部

監査対象機関	福井健康福祉センター
監査結果報告年月日	平成25年1月11日
監査の結果	1 資金前渡した現金について、精算は5日以内に行われていたが、精算に伴う残金を1か月後に返納していた。 2 使用料および賃借料で支出すべきボートのレンタル料金について、手数料で支出していた。 3 被災地への保健師派遣に伴う燃料費の資金前渡において、資金前渡額を超えて執行しており、職員が立替払をしていた。
措置の内容	1 資金前渡した場合には、精算、返納処理を遅滞することのないように徹底した。 2 レンタル料と設置手数料を支払う場合に、「使用料および賃借料」と「手数料」の節により支出するよう徹底する。 3 「緊急用前渡資金取扱要領」に基づき、適正な事務の執行に努める。

監 査 対 象 機 関	若狭健康福祉センター
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監 査 の 結 果	公用車による事故(物損2件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 (損害賠償額95,369円、修繕費38,630円)
措 置 の 内 容	出張に際しては、公共交通機関の利用に努めるとともに、公用車を運転する場合には、より一層の注意を払うよう指導した。
監 査 対 象 機 関	衛生環境研究センター
監査結果報告年月日	平成25年1月11日
監 査 の 結 果	1 契約事務において、増額変更により契約書を作成した際に契約条項を添付していなかった。 また、2回目の変更時に変更契約書を作成していなかった。 2 手数料で支出すべきタイヤ交換料を修繕料で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。
措 置 の 内 容	1 請書にて締結した契約の増額変更であったため、変更契約書の鑑のみ作成して、契約条項添付を失念していた。今後は契約事務についてよく確認した上、複数の職員によるチェックを行い、適正な予算執行に努める。 2 今後は業務内容をよく確認の上、複数の職員により支出科目等をチェックし、厳正な予算執行を行う。
4 産業労働部	
監 査 対 象 機 関	福井産業技術専門学院
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監 査 の 結 果	負担金補助および交付金で支出すべき会議負担金を旅費で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。
措 置 の 内 容	今後は、支出科目について、適正な科目が選択されているかを複数の職員により確認する。

5 観光営業部	
監 査 対 象 機 関	一乗谷朝倉氏遺跡資料館
監査結果報告年月日	平成25年1月11日
監 査 の 結 果	1 使用料および賃借料で支出すべきNHK受信料を手数料で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。 2 若狭湾エネルギー研究センターとの共同研究事業について、県予算に計上せずに直接執行していた。また、同契約において購入した備品について、契約書に所有権の所在が明記されていないかった。
措 置 の 内 容	1 今後、執行する際には、科目についてよく検討し執行することとする。 2 共同研究を担当した文化財調査員は、組織改編により、埋蔵文化財調査センター(生涯学習・文化財課文化財室)の所属となっており、今年度は共同研究を行っていない。今後、同様の共同研究を行うことがあれば、県の歳入、歳出として取り扱うよう、また、同契約において購入した備品については、契約書に所有権の所在を明記するよう生涯学習・文化財課文化財室に引き続きした。 また、購入した備品の所有権の所在を(財)若狭湾エネルギー研究センターに確認し、一旦本館に備品登録したが、今後の研究は埋蔵文化財調査センター(生涯学習・文化財課文化財室)で行われるため、保管転換した。

6 農林水産部	
監 査 対 象 機 関	福井農林総合事務所
監査結果報告年月日	平成25年1月11日
監 査 の 結 果	公用車による事故(物損4件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 (損害賠償額183,373円 修繕費88,725円、31,122円、15,645円)
措 置 の 内 容	全職員に対して、日頃から交通法規の遵守や安全運転の意識啓発に努めているところであるが、更に、月2回の事務所連絡会での周知徹底、安全運転講習会への参加とともに、公用車運転時には細心の注意を払うよう、各課長等による公用車の日常の管理や運行管理の徹底を行うなどにより、今まで以上に交通事故・交通違反の根絶に努めている。

監査対象機関	坂井農林総合事務所
監査結果報告年月日	平成25年1月11日
監査の結果	公用車による事故(物損1件)が発生し、損害賠償金および修繕費等を支出していた。 (損害賠償額136,100円 修繕費158,539円 車両搬送費39,900円)
措置の内容	交通法規の遵守や、天候・路面状況も踏まえた安全運転をするよう注意を喚起するとともに、安全運転講習会の開催や交通事故防止マニュアルを作成・配布するなど、職員の安全運転の意識向上および普及啓発を図った。
監査対象機関	奥越農林総合事務所
監査結果報告年月日	平成25年1月11日
監査の結果	昨年度に引続き、執行向の電算入力を失念し、後日入力し決裁を受け支払っていた。
措置の内容	工事、補助金、事務費に関わらず、事業の執行に当たっては事前決裁が原則であることを再度職員に周知し、執行向の事前作成・決裁を徹底した。
監査対象機関	丹南農林総合事務所
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	公用車による事故(物損1件)が発生し、修繕費を支出していた。 (修繕費136,731円)
措置の内容	毎年全職員を対象に交通安全講習会を実施し、交通法規の遵守並びに交通事故の未然防止について注意喚起しており、今後も一層安全運転および事故防止について周知徹底を行っていく。

7 土木部

監査対象機関	福井土木事務所
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	1 公用車による事故(物損1件)が発生し、損害賠償金を支出していた。 (損害賠償額112,991円) 2 手数料で支出すべきタイヤ交換料を修繕料で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。 3 変更により契約金額が50万円以上となったロータリー除雪車の修繕において、請書を徴していたなかった。
措置の内容	1 当該職員をはじめ、全職員に対し、交通法規の遵守や天候・路面状況も踏まえた安全運転等について注意を喚起するとともに、安全運転講習会への参加など職員の安全運転の意識向上に努めた。 2 複数職員によるチェック体制の強化を図り、適正な科目での支出に努める。 3 変更により契約金額が50万円以上となる場合には請書等を徴収することとし、適正な事務執行に努める。
監査対象機関	三国土木事務所
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	1 舗装道補修工事の前払金について、支払年度を誤っていた。 2 1万円以上の図書の購入について、備品購入費で支出し所定の管理をすべきところ、消耗品費で支出し必要な物品管理手続を執っていないなかった。 3 通信運搬費で支出すべき郵便切手購入代金を、消耗品費で支出していた。
措置の内容	1 前払金を22年度予算で支出すべきところ、23年度予算から支出した。その事実の属する年度で支出することを徹底する。 2 指筒の図書について、直ちに図書台帳の登録を行うとともに、図書に備品表示票を貼付し、適切に管理を行った。 3 複数職員によるチェック体制の強化を図り、適正な科目での支出に努める。

監査対象機関	興越土木事務所
監査結果報告年月日	平成25年1月11日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 手数料で支出すべきタイヤ交換料について、修繕料で支出していた。 公用車による事故(物損4件)が発生し、修繕費の支出があった。(修繕費728,647円、45,297円、42,000円、10,290円)
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 今後は、業務内容をよく確認の上、複数の職員による支出科目等のチェックを行い、厳正な予算執行を行う。 交通法規の遵守や、天候・路面状況も踏まえた安全運転等について注意を喚起するとともに、安全運転講習会への参加など、職員の安全運転の意識向上および普及啓発を図った。
監査対象機関	敦賀土木事務所
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	<p>契約金額が50万円以上である除雪用車両の車検において、請書を徴していないかった。また、予定価格調書も作成していないかった。</p>
措置の内容	<p>入札事務、契約事務に関して、複数の職員によるチェック体制を徹底し、適正な予算執行を行う。</p>
監査対象機関	小浜土木事務所
監査結果報告年月日	平成25年1月11日
監査の結果	<p>昨年度に引続き、執行同の電算入力を失念し、後日入力し決裁を受け支払っていた。</p>
措置の内容	<p>執行同を適正な時期に電算入力し、執行することを徹底する。</p>

監査対象機関	議会事務局
監査結果報告年月日	平成24年11月13日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 昨年度に引続き、政務調査費にかかる旅費の重複計上等があり、交付対象外支出は7件、56,158円であった。 昨年度の住民監査請求にかかる監査結果の意見において、政務調査やニュースの基本原则に照らした厳正な運用を求めたところであるが、視察調査報告書の一部について、未だ活動時間、相手方、場所、内容等が明確に記載されていないものがあつた。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 指摘のあつた7件のうち、2件518円については、同一地域内の移動に係る旅費についての計上誤りであることが認められたことから、返還命令の手続を行う。 また、残り5件55,640円については、東京で行われた会議参加に係る経費について、男女参画・県民活動課との重複計上であることが認められたことから、重複状態を解消するため、男女参画・県民活動課と調整した結果、当該において返還命令の手続を行うこととする。 一層の透明性の確保や県民への説明責任を果たす観点から、政務調査費の使途内容をより明確にする書類として、視察調査報告書の記載内容の充実について引続き周知徹底を図る。

福井県教育委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	奥越高原青少年自然の家
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 報償費で支出すべき講師謝金を賃金で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。 2 昨年度に引続き、執行向の電算入力を失念し、後日入力し決裁を受け支払っていた。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 支出内容を十分確認し、適正な科目により支出する。 2 予算の執行は事前に執行向を作成し、決裁を得た後行い、公金の適正な執行に努める。
監査対象機関	高志高等学校
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	資金前渡した参加費および資料代について、資金前渡職員口座に支出すべきところ、公共資金前渡職員口座に支出していた。また、3か月以上払出しをせず、職員に立替払させていた。
措置の内容	<p>今後は、複数の職員により支出関係書類の口座振込先等をよく確認の上、適正な執行に努める。</p> <p>また、資金前渡職員口座への支払日ごとに現金を払出し、残高の確認をしっかりと行うよう徹底する。</p>
監査対象機関	敦賀高等学校
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	使用料および賃借料で支出すべき入場料や通信運搬費で支出すべきJR切符代を手数料で支出していた。
措置の内容	<p>今回の誤りは、担当者の知識・認識不足が原因であったことから、書類の再点検を実施し、今後、このようなことがないように職員研修を実施するなど、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	小浜水産高等学校
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 公用車による事故(人身1件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 (損害賠償額209,170円、修繕費224,599円) 2 修繕料で支出すべき公用車検代を手数料で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 全教職員に対し、県民の模範となるよう交通法規の遵守や交通安全への心がけについての周知・指導を徹底した。 以後、職員会議等とおして定期的に周知・指導の徹底を行っている。 2 今後は、複数職員による支出科目のチェック体制の強化・徹底を図るとともに、財務規則や関係法令を遵守し、適正な事務処理に努める。
監査対象機関	敦賀工業高等学校
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄くずの売払において、単価契約書を作成していないなど手続に誤りがあった。 2 使用料および賃借料で支出すべきテキスト引用掲載料を印刷製本費で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 単価契約書を作成しなければならない場合は、福井県財務規則に基づき作成する。 2 支出科目の誤りについては、誤りが生じないようにチェック体制を強化し、適正な執行に努める。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	福井警察署
監査結果報告年月日	平成25年3月19日
監査の結果	1 公用車による事故(人身1件、物損3件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 (損害賠償額982,738円 修繕費162,529円、229,950円、65,030円、448,035円) 2 公用車による事故(物損1件)が発生し、廃車としていた。
措置の内容	職員に対し、毎朝点検、招集行事等において、 ・「安全運転五則」の唱和 ・その日の天候や道路環境等に応じた具体的な事故防止対策の指示 ・駐車時の交通誘導や車両点検等を徹底させることにより、交通事故防止に対する意識の向上を図っている。 また、事故を起こした職員に対して同乗指導を行い、運転技能の向上に努めている。
監査対象機関	福井南警察署
監査結果報告年月日	平成25年3月8日
監査の結果	公用車による事故(物損2件)が発生し、損害賠償金、修繕費およびレッカー引上作業手数料を支出していた。 (損害賠償額16,200円 修繕費30,870円 レッカー引上作業手数料21,000円)
措置の内容	職員に対し、毎朝点検、招集行事等の機会を活用し、天候や交通環境、車両の性能、自己の運転技能等を考慮した安全運転の励行および「安全運転五則」を厳守しているほか、防衛運転の方法や同乗者による安全確認等の具体的事故防止対策を指導し、安全運転に対する意識の向上を図っている。
監査対象機関	永平寺警察署
監査結果報告年月日	平成25年3月19日
監査の結果	1 公用車による事故(物損2件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 (損害賠償額190,418円 修繕費5,103円、65,898円) 2 消耗品費で支出すべきワイパーゴム等の部品代について、法定点検の代金と合わせて手数料で支出していた。
措置の内容	1 職員に対し、毎朝点検、招集行事等において、天候や交通環境、車両の性能、自己の運転技能等を考慮した安全運転の励行および「安全運転五則」の厳守を指示し、同五則を唱和することにより、安全運転に対する意識の向上を図っている。 2 歳出に際しては、歳出科目、内容等に関りがないよう複数による確認を徹底し、福井県財務規則に基づいた歳出事務の適正執行に努める。

監査対象機関	勝山警察署
監査結果報告年月日	平成24年12月11日
監査の結果	1 公用車による事故(物損1件)が発生し、修繕費を支払っていた。 (修繕費192,923円) 2 屋外照明設備設置工事他について、工事請負契約書を作成していなかった。
措置の内容	1 職員に対し、毎朝点検、招集行事等において、「安全運転五則」と「緊急自動車運転10則」の遵守およびその日の天候や路面状況等を考慮した安全運転の励行を指示するなど、指導教養を実施している。また、具体的な事例を挙げた小集団討議を実施し、交通事故防止に関する意識の向上を図るとともに、運転技能向上に向けた実践走行訓練を実施した。 2 今後は、30万円未満の工事であっても、内容に応じて契約書を作成するなど福井県財務規則等を遵守した適正な執行に努める。
監査対象機関	鯖江警察署
監査結果報告年月日	平成25年1月11日
監査の結果	公用車による事故(人身2件、物損1件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 (損害賠償額842,060円、530,116円 修繕費36,750円)
措置の内容	職員に対し、毎朝点検、招集行事等において、「安全運転五則」の厳守を指示し、同五則を唱和しているほか、その日の天候や道路環境、車両の性能、自己の運転技能等に応じた具体的な事故防止対策を指示することにより、安全運転に対する意識の向上を図っている。
監査対象機関	越前警察署
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	1 公用車による事故(物損1件)が発生し、損害賠償金を支出していた。 (損害賠償額18,533円) 2 工期を延長した倉庫中間棚フロア設置工事において、工期延長にかかる手続を執っておらず、変更契約書も作成していなかった。
措置の内容	1 職員に対し、毎朝点検や招集日において、「安全運転五則」の唱和およびその日の天候や道路環境等に応じた具体的な事故防止対策の指示を行っているほか、日頃から駐車時の交通誘導や車両点検等を徹底させることにより、交通事故防止に対する意識の向上を図っている。 2 工事請負の工期延長をするときは、変更契約書の作成を行うとともに、諸手続きを怠ることの無いように、契約事務の適正執行に努める。

監査対象機関	敦賀警察署
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	公用車による事故(物損4件)が発生し、修繕費を支出していた。 (修繕費47,890円、209,779円、142,086円、99,802円)
措置の内容	職員に対し、毎朝点検、招集行事等において、天候や交通環境、車両の性能、自己の運転技術等を考慮した安全運転を厳守するよう指示するとともに、全職員が「安全運転五則」を唱和することにより、安全運転に対する意識向上を図っている。

監査対象機関	小浜警察署
監査結果報告年月日	平成25年2月8日
監査の結果	公用車による事故(物損1件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。 (損害賠償額149,415円 修繕費362,334円)
措置の内容	職員に対し、毎朝点検、招集行事等において、天候や路面状況の変化、車両の性能、自己の運転技術等を考慮した安全運転の励行および「安全運転五則」の厳守を指示し、同五則を唱和すること、さらに公用車を使用する際には、安全運転管理者へ報告をすることにより、交通事故防止に対する意識の向上を図っている。

福井県監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定に基づき協議が調ったので告示する。

平成25年5月10日

福井県監査委員 畑 孝幸
同 小寺 惣吉
同 辻岡 俊三
同 平鍋 順一

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名および住所

氏名	住 所
橋本 誠人	福井市宝永1-29-15
笹木 充弘	福井市日之出4-11-29
上坂 誠和	福井市春山2-12-18
永宮 大輔	鯖江市柳町3-5-29
藤井 宏澄	鯖江市定次町132
松川 浩一	坂井市丸岡町八ツ口10-18
谷川俊太郎	福井市足羽4-7-20
斎藤 栄慶	福井市木田2508-2
安岡 聖知	大野市錦町4-2
木野 仁彦	福井市松本1-20-12
上坂 明美	越前市五分市町5-26三田村方
石橋 佳奈	勝山市旭町2-1-51

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部
監査人の監査を補助できる期間
平成25年5月15日から平成26年3
月31日まで

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第52号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第3条第1項の規定による届出があったので、同

条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年5月10日

福井県公安委員会

委員長 鎌谷 忠雄

1 変更の届出があった犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人福井被害者支援センター

2 変更に係る事項

事務所の所在地

変更前 福井市文京二丁目13番5号

変更後 福井市宝永三丁目8番1号

3 変更年月日

平成25年3月21日

公立大学法人福井県立大学公告

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第5条の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月10日

公立大学法人福井県立大学

理事長 吉田 優一郎

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称および数量

ガスクロマトグラフ質量分析システム

一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書、入札仕様書(以下「入札

説明書等」という。)による。

(3) 納入場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-

1-1

公立大学法人福井県立大学

(4) 納入期限

平成25年8月7日(水)

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき定める一般競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。
 - (5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。
- 3 資格の確認に関する事項
- この入札に参加しようとする者は、申請書に、調達物品に係る物品の仕様書その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県立大学の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 申請書等の提出期限
平成25年5月20日(月) 17時まで
 - (2) 申請書の提出方法
持参し、または郵送すること。
 - (3) 提出先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務管理課

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する

部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務管理課

電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付期間

平成25年5月10日(金) から同年

5月20日(月) まで(日曜日、土曜日

および国民の休日を除く。)の9時から

17時まで

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、入札の時に入札の場所へ

持参して提出すること。

なお、郵便等または電報による入札書

の提出は認めない。

(2) 入札の日時および場所

日時

平成25年5月24日(金) 10時

イ 場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-

1-1

公立大学法人 福井県立大学

管理棟 大会議室

6 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記

載された金額に、当該金額の100分の5

に相当する額を加算した金額(加算後の金

額に1円未満の端数金額があるときは、そ

の端数金額を切り捨てた金額)をもって落

札金額とするので、入札参加者は、消費税

および地方消費税に係る課税事業者である

か免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た契約希望金額の105分の100に相当

する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制

限の範囲内で最低の価格をもって有効な入

札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) この入札にかかる一連の手続きおよび

契約に関する手続きにおいて使用する言

語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取

扱細則の規定による。

(3) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取

扱細則の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) この公告に掲げるもののほか、この入

札に関し必要な事項は、入札説明書等に

よる。

平成二十五年五月十日印
平成二十五年五月十日發

刷 発行人 〒九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県
印刷人 〒九一〇一〇八四三 福井県福井市西開発三丁目七十五 白崎印刷(株) ☎六三〇〇